

諮問日：平成29年12月19日（平成29年度（最情）諮問第71号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第11号）

件名：最高裁判所事務総局会議議事録の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年度に開催された、最高裁判所事務総局会議（第12回）議事録」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、事務総局会議（第12回）議事録（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

勲章受章者名簿（内定）のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）については、結果として勲章を授与されなかった者の氏名等を除いて開示されていたから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、叙勲の内示を受けた者の氏名が、勲等及び主要経歴とともに記載されており、これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

内閣において勲章の授与につき閣議決定がされた者の氏名、勲等及び主要経

歴の情報は公表しているが、内定者名簿に記載された氏名等の情報について公表する慣行はなく、同号ただし書イに該当する事情はない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月23日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年4月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、叙勲の内示を受けた者の氏名が勲等及び主要経歴とともに記載されており、これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、内閣において勲章の授与につき閣議決定がされた者の氏名、勲等及び主要経歴の情報は公表しているが、内定者名簿に記載された氏名等の情報について公表する慣行はないとのことであり、上記の記載内容に照らして、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、同号ただし書に該当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人